会長		担当理事		会計	

埼医業Ⅰ第１６６２号
令和５年１１月２２日

郡市医師会長　　殿

埼玉県医師会長　　金　井　忠　男
（担当常任理事　　登　坂　英　明）

「埼玉県指定　診療・検査医療機関」（国名称：外来対応医療機関）の
指定申請等に関する案内について

標記のことについて、県保健医療部長から別添（１１月１７日付保政第1072-1号）のとおり通知がありました。

つきましては、貴会管下会員あてご周知ください。

担　当：業務課業務Ⅰ担当　石田

春加八潮医師会
収受
5.11.27
第 856 号

保政第１０７２－１号
令和５年１１月１７日

一般社団法人埼玉県医師会
会長　　金井　忠男　様

埼玉県保健医療部長　表　久仁和（公印省略）

「埼玉県指定 診療・検査医療機関」（国名称：外来対応医療機関）
の指定申請等に関する案内について（協力依頼）

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、県では、新型コロナウイルス感染症などの診療・検査に対応できる医療機関を「埼玉県指定 診療・検査医療機関」（国名称：外来対応医療機関）として指定し、公表しております。

貴会の御協力のおかげをもちまして、現在、１，８００を超える医療機関を診療・検査医療機関として指定・公表しております。

国では、新型コロナウイルス感染症の冬の感染拡大に対応しつつ、通常医療との両立を更に強化することで通常の医療提供体制への段階的な移行を進めるため、来年３月までを移行期間とし、内科等（内科、呼吸器内科、耳鼻咽喉科及び小児科）の施設数を目安に、引き続き外来対応医療機関の維持・拡充に向けて取り組むとしています。

県でも、引き続き、幅広い医療機関で対応できる体制を目指し、新型コロナ対応を始める際に必要となる初度設備や設備整備等に関する財政支援制度（補助金）などにより診療・検査医療機関の拡充に取り組んでまいります。

つきましては、内容を御了知いただき、貴会会員の医療機関の皆様に御周知くださいますようお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症については、強い倦怠感、味覚・嗅覚障害など様々な後遺症が報告されております。県では、こうした後遺症に苦しむ方が速やかに必要な医療を受けられるよう、後遺症外来を実施している医療機関の募集・公表も行っております。こちらにつきましても、併せて御周知くださいますようお願いいたします。

記

1　診療・検査医療機関の指定申請について

・受入患者を限定しない「埼玉県指定 診療・検査医療機関」として指定され、県のホームページで公表されると診療報酬上の措置を受けることが出来ます。

・指定の方法等については、別添「埼玉県指定 診療・検査医療機関の指定申請のお願い」を御覧ください。

2　県による財政支援制度（補助金）について

・県では、新型コロナ対応を始める際に必要となる初度設備等の整備に活用できる補助金（「外来対応医療機関確保事業」及び「外来対応医療機関設備整備事業」）の交付申請を受け付けています。

・補助対象設備及び上限額や申請方法等については別添「補助金について」を御覧ください。

（1）補助対象となる主な設備

パルスオキシメーター、非接触サーモグラフィーカメラ（検温・消毒機能付き等）、HEPA フィルター付き空気清浄機*など

＊令和２～４年度、令和５年４月１日～９月３０日に外来対応医療機関設備整備事業（旧帰国者・接触者外来設備整備事業）による補助を受けた場合は対象外

（2）申請期限

令和５年１２月８日（金曜日）

（個人防護具についてのみ令和６年１月申請受付開始予定）

※期限間近になると申請が集中するため、交付決定に１か月以上かかる場合がございます。

（3）お問い合わせ先

感染症対策課　分室　０４８－８３０－７５３０

3　後遺症外来について

・県公表のリストへの掲載等の要件を満たす場合、診療報酬上の措置（特定疾患療養管理料（１４７点））を受けることができます。

・登録の申請の案内等については、別添「新型コロナ後遺症外来の御登録のお願い」をご覧ください。

＜１、３について＞	＜２について＞
担当　医療政策幹グループ	担当　感染症対策課　補助金担当
電話　０４８－８３０－７９６１	電話　０４８－８３０－７５３０
Mail　a7500-01@pref.saitama.lg.jp	Mail　a3510-30@pref.saitama.lg.jp

埼玉県指定 診療・検査医療機関の指定申請のお願い
（国名称：外来対応医療機関）

1 診療・検査医療機関とは

現在、1,800を超える医療機関を指定・公表！

埼玉県では、発熱患者が迷わず、身近な診療所等で診療・検査が受けられるよう、新型コロナウイルス感染症などの診療・検査に対応できる医療機関を「埼玉県指定 診療・検査医療機関」（国名称：外来対応医療機関）として指定・公表しております。

2 診療報酬上の措置について

（1）コロナ患者又は疑い患者に対し外来診療を実施した場合の加算

①受入患者を限定しない**外来対応医療機関※として公表**しているもので、必要な感染予防策を実施 ※県では、「埼玉県指定 診療・検査医療機関」として公表しています。	B000の2に規定する特定疾患療養管理料「許可病床数が100床未満の病院の場合」の点数　147点
①に該当せず、必要な感染予防策を実施	A000初診料の注９に規定する夜間・早朝等加算の点数　50点

（2）外来感染対策向上加算に関する施設基準への適合

外来感染対策向上加算	6点（患者1人につき月1回）

●受入患者を限定しない診療・検査医療機関として「埼玉県指定診療・検査医療機関検索システム」に掲載されることにより、「外来感染対策向上加算」等の主な施設基準のうち、「新興感染症の発生時等に、都道府県等の要請を受けて発熱患者の外来診療等を実施する体制を有し、そのことについて自治体のホームページにより公開していること。」を満たすことができます。なお、算定にあたっては、他の施設基準を満たした上で、地方厚生局への届出が必要です。

診療報酬上の措置については、厚生労働省事務連絡「令和５年秋以降の新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」をご覧いただくか、関東信越厚生局指導監査課にお問い合わせください。

3 診療・検査医療機関に関する補助金について（12月8日申請締切）

・指定申請を新たに行う医療機関は、他の要件を満たす場合に、補助金の交付を受けることができます。
概要等は同封している御案内や県のWEBページでご確認ください。
（WEBページは、下記指定申請の方法に記載のページからご確認いただけます。）

外来対応医療機関設備整備事業	HEPAフィルター付き空気清浄機等設備購入費＊等の補助
外来対応医療機関確保事業	新たに必要となる初度設備の補助（上限50万円）

＊令和２～４年度、令和５年４月１日～９月３０日に本事業（旧帰国者・接触者外来設備整備事業）による補助を受けた場合は対象外となります。

【補助金に関するお問い合わせ先】感染症対策課　分室　TEL 048-830-7530

4 指定の要件について

指定の要件は次のとおりです。
・公表への同意（「埼玉県指定 診療・検査医療機関検索システム」等により公表）
・受診者数等についてG-MISに必要な情報の入力を行うこと
※G-MIS未登録の場合、ログインするために必要なID等は指定登録後に厚生労働省から発行されます。

5 指定申請の方法について

県のWEBページ（右のQRコード）で指定申請についての手続き方法の御確認をお願いします。
掲載ページURL　https://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/corona-sitei/top.html

埼玉県　診療・検査医療機関　指定　検索



埼玉県マスコット
「コバトン＆さいたまっち」

彩の国　保健医療部　医療政策幹グループ
埼玉県　TEL 048-830-7961

埼玉県指定 診療・検査医療機関の指定要件について
（国名称：外来対応医療機関）

1 診療・検査医療機関検索システムにおける公開イメージ

診療・検査医療機関に指定申請いただいた診療・検査医療機関検索システムで公表いたします。公表イメージは右のとおりです。

なお、前ページ２における、外来診療を行った場合の受入患者を限定しない外来対応医療機関とは、右の「受診対象者」がかかりつけ患者以外も広く受け入れるとなっている診療・検査医療機関を指します。

また、診療対応時間における対応人数は目安であり、入力した人数を必ず診療しなければならないというわけではありませんので、ご留意ください。

検索システムは、次のQRコードからアクセスすることができます。

掲載ページURL
https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/hpsearch.html

コバトンクリニック

電話番号	048-830-0000
住所	〒330-9301　埼玉県さいたま市…
受診対象者	かかりつけ患者以外も広く受け入れる
小児の受診	受診可
妊婦の受診	受診不可
経口抗ウイルス薬	取り扱っている
発熱患者への診療対応時間	

曜日（対応人数）	診療時間
月曜日（30）	08：30-17：30
火曜日（30）	08：30-17：30
金曜日（5）	10：00-12：00
土曜日（5）	電話で連絡してください。個別に対応します。

予約方法	電話予約必要　048-830-0000
ホームページURL	http://……
備考	○○○

2 G-MISへの情報入力について

新型コロナウイルス感染症対策に関する取組の一環として、新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制の状況把握を目的に、厚生労働省から各医療機関宛て医療機関等情報支援システム（G-MIS）へ、日次及び週次の情報に関する入力の依頼が発出されています。

診療・検査医療機関に指定された場合、G-MISへの情報入力について、御協力をお願いいたします。

※負担軽減の観点から、５類移行等を契機に厚生労働省において、調査項目の見直しが行われています。
現在の調査項目は入力要領や下記G-MISへ入力をお願いしたい事項をご覧ください。

【G-MISのIDの取得方法】

診療・検査医療機関の指定申請の際に入力いただいた情報を元に厚生労働省へ報告しますので、厚生労働省からID発行の連絡があるまでお待ちください。

なお、５類移行前に新型コロナの検査を実施したことがある場合などは既にG-MISのIDが発行されていますので、ユーザ名等が不明な場合には、下記の要領によりご確認ください。
（ユーザ名はわかるが、パスワードが不明な場合には、ログイン画面から再設定できます。）

【G-MISのユーザ名確認方法】

ユーザ名をお忘れの場合、厚生労働省G-MIS事務局までメールにてご連絡をお願いいたします。本人確認の為、お問い合わせには、必ず「医療機関名」「医療機関住所」「代表電話番号」「ご担当者名」を記載願います。
＜厚生労働省 G-MIS事務局＞　password@g-mis.net

【G-MISへ入力をお願いしたい事項（診療所の場合）】

件数のみで、患者さん個人の情報は不要です！

○日次調査項目　※実績日の翌13時まで
1. 開設時間内における発熱患者等の数
2. 新型コロナウイルス検査実施（検体採取）総人数
3. 自院で入院調整を行った件数

※病院・有床診療所の場合、他にも項目があります。

○週次調査項目　※毎週水曜日13時まで
1. 外来ひっ迫状況（記入日の前週月～金において、コロナ診療のひっ迫、電話対応の支障、受付・受診待ちによる行列等発生状況についてそれぞれ有・無を回答）

彩の国　保健医療部　医療政策幹グループ
埼玉県　TEL 048-830-7961

【補助金】外来対応医療機関確保事業の御案内

感染症法上の位置づけの変更により、幅広い医療機関が新型コロナウイルス感染症の診療に対応できる体制への段階的移行を支援していくため、新たに「埼玉県指定 診療・検査医療機関」（国名称：外来対応医療機関）となる場合に必要となる初度設備等の支援することを目的とする補助金です。

1 補助対象について（★要指定 埼玉県指定 診療・検査医療機関）

令和５年３月10日以降に新たに*1埼玉県指定 診療・検査医療機関（５月８日以降の国名称：外来対応医療機関）の対応を行い、少なくとも令和５年度中は同医療機関の対応を行う*2保険医療機関

＊1　令和５年３月９日以前に診療・検査医療機関として指定を受け、その後指定を解除し、３月１０日以降改めて指定を受けた場合、または令和２～４年度、令和５年４月１日～９月３０日に外来対応医療機関設備整備事業及び外来対応医療機関確保事業を含む設備整備事業等の申請を行っている場合には、本事業の申請対象外となります。

＊2　令和６年３月３１日までに対応を継続しないこととなった場合には、補助金返還や交付決定取消となります。（なお、指定解除時期にかかわらず全額が補助対象外となります。）

2 補助対象設備及び上限額

初度整備費　　**１医療機関当たり　　500,000円**

＜具体的な対象経費の例＊＞（ア）～（オ）に該当するものに限る。

（ア）患者案内のための看板の設置料

（イ）ホームページ上に外来対応医療機関であることを明記するための改修費

（ウ）換気設備設置のための軽微な改修等の修繕費

（エ）医療機器（パルスオキシメーター等）の購入費

（オ）非接触サーモグラフィーカメラ（検温・消毒機能付き等）の購入費

＊令和５年４月１日以降に生じた経費が対象です。

3 申請方法等の詳細について

事業に関する事業実施要綱、補助金交付要綱、様式、Ｑ＆Ａなどについては、埼玉県ホームページに掲載していますので、御覧ください。

また、提出する様式については、ダウンロードして提出してください。

申請期限は**令和５年１２月８日（金曜日）**です。

県ホームページhttps://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/koubo/setubiseibi_r5.html

【お問い合わせ先】**感染症対策課　分室　TEL 048-830-7530**



彩の国
埼玉県　保健医療部　感染症対策課　補助金担当

埼玉県マスコット
「コバトン&さいたまっち」

【補助金】外来対応医療機関設備整備事業の御案内

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に十分対応し、同感染症の疑い例を、診療体制等の整った医療機関に確実につなぐため、発熱患者等の診療に対応する診療・検査医療機関（国名称：外来対応医療機関）を確保することにより、県民の不安を軽減するとともに、まん延をできる限り防止することを目的とする補助金です。

1 補助対象について（★要指定 埼玉県指定 診療・検査医療機関）

新型コロナウイルス感染症患者や同感染症の疑い例を診療した実績がある埼玉県指定 診療・検査医療機関（国名称：外来対応医療機関）等

※患者や疑い例の受け入れ実績については申請時点で要件を満たしていなくても申請は可能ですが、令和６年３月３１日時点で患者の受け入れ実績等がない場合、当該事業は補助の対象となりません。

※令和２～４年度、令和５年４月１日～９月３０日に本事業（外来対応医療機関設備整備事業：旧帰国者・接触者外来設備整備事業）による補助を受けた医療機関は、次の補助対象設備のうち、簡易診療室及び付帯する備品のうち撤去費用、原状回復費用及びリース終了に伴って生じる修繕費以外は対象外となります。

2 補助対象設備及び上限額

● ＨＥＰＡフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る。）	１医療機関当たり	905,000円
● ＨＥＰＡフィルター付きパーテーション	１台当たり	205,000円
● 簡易ベッド	１台当たり	51,400円
● 簡易診療室及び付帯する備品	１式当たり	実費相当額

※令和５年１０月１日以降に契約し、令和６年１月３１日までに納品がある経費が対象です。

（簡易診療室及び付帯する備品については、撤去費用、原状回復費用及びリース終了に伴って生じる修繕費についてのみ令和６年３月３１日執行分まで対象）

3 申請方法等の詳細について

事業に係る事業実施要綱、補助金交付要綱、様式、Ｑ＆Ａなどについては、埼玉県ホームページに掲載していますので、御覧ください。
また、提出する様式については、ダウンロードして提出してください。

申請期限は**令和５年１２月８日（金曜日）**です。

県ホームページ https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/koubo/setubiseibi_r5_10.html

【お問い合わせ先】**感染症対策課　分室　TEL 048-830-7530**

※個人防護具の購入について令和６年１月頃「令和５年度埼玉県新型コロナウイルス感染症対策個人防護具整備事業」の申請を受け付ける予定です。
納品時期（令和５年１０月１日以降１２月３１日まで）及び補助対象となる期間等の要件がありますので、詳細は下記県ホームページをご覧ください。

県ホームページ https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/koubo/kozinbougogu.html

彩の国
埼玉県 保健医療部 感染症対策課 補助金担当



埼玉県マスコット
「コバトン＆さいたまっち」

新型コロナ後遺症外来の御登録のお願い

1 はじめに

埼玉県では、新型コロナウイルス感染症の罹患後症状（いわゆる後遺症）に悩む方が、かかりつけ医など身近な医療機関を受診できるよう、後遺症の診療を行う医療機関を募集し、「新型コロナ後遺症外来」として公表しております。

現在では**２７０**を超える医療機関に診療を行っていただいておりますが、後遺症に悩む方が安心して医療を受けられる体制を整備するためには、より多くの医療機関の皆様の御協力が不可欠です。

つきましては、医療機関の公表について、是非、御検討をお願い申し上げます。



2 診療報酬上の措置について（令和５年５月８日から）

特定疾患療養管理料（１４７点）を、以下を全て満たす場合に算定可能です。

- 新型コロナウイルス感染症から回復した患者であって、新型コロナウイルス感染症患者と診断された後、３か月以上経過し、かつ罹患後症状が２か月以上持続している場合
- 国発行の「罹患後症状のマネジメント（第２版）」を参考とした診療（電話や情報通信機器を用いた診療を除く。）を通じて、今後の診療方針を判断し、必要に応じて精密検査や専門医への紹介を行った場合
- **都道府県が公表している罹患後症状に悩む方の診療を行っている医療機関のリストに掲載されている場合**

※上記の診療報酬は、３月に１回に限り算定可能で、この取扱いは令和６年３月３１日で終了となる見込みです。

3 登録及び公表

ご登録いただける場合は、県のホームページ「後遺症外来を実施していただける医療機関の募集について（医療機関向け）」の項目をご確認いただき、同ページから登録の申請をお願いいたします。

登録いただいた内容で県ホームページで公表させていただきます。

県ホームページ　URL　https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/covid-19/kouisyou.html

埼玉県　後遺症外来　検索

4 新型コロナ後遺症（罹患後症状）診療の指針のための症例集

県では、埼玉県医師会と協力し、新型コロナ後遺症の症例を診療科目別にまとめた症例集を作成しております。（令和４年６月第２版を発行）

症例集には、後遺症の症例を各診療科の典型的な症例に加えて、専門的な知見を有する医師が、各診療科の具体的な対処方法を記載しています。

この症例集に加え、国が発出している診療の手引きについても、上記県のホームページに掲載しておりますので、実際に診療を行う際にご活用頂ければ幸いです。





埼玉県マスコット
「コバトン＆さいたまっち」

彩の国　保健医療部　医療政策幹グループ
埼玉県　TEL 048-830-7961